

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局 東京事務所

【質問一覧】

○届出書の提出

- (問1) 診療報酬改定の告示や通知についてはどこで確認ができますか。
- (問2) 届出用紙を入手するにはどうしたらよいですか。
- (問3) 届出書は何部提出するのですか。
- (問4) 届出書を提出する際に、返信用封筒は必要ですか。
- (問5) 届出書を提出する際に、連絡先や送付書類の内訳を記載した送付書を添えた方がよいですか。
- (問6) 特掲診療料の施設基準に係る届出書（別添2）の「届出番号」は何を記載すればよいですか。
- (問7) 特掲診療料の施設基準に係る届出書（別添2）の「連絡先の担当者氏名」は誰を記載すればよいですか。
- (問8) 特掲診療料の施設基準に係る届出書（別添2）に押す「印」は何の印を押せばいいのですか。
- (問9) 特掲診療料の別添2の続紙（「今回届出」、「既届出」等の施設基準をチェックするリスト）を添付する必要はありますか。
- (問10) 届出書はホチキス留めした方がよいですか。
- (問11) 複数の保険薬局分の複数の届出書をまとめて郵送する場合、施設基準ごとにした方がよいですか。
- (問12) 届出書の締切日を教えてください。
- (問13) 届出書の提出は、窓口に持参しないといけませんか。また、郵送する場合のあて先を教えてください。
- (問14) 受付窓口の時間を教えてください。

○届出書の提出後

- (問15) 郵送で送った届出書が届いているか確認したいのですが。
- (問16) 受理通知書が届いていませんが算定してしまってよいですか。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局 東京事務所

(問17) 届出書を提出した後に届出様式の記入誤り（又は添付書類の漏れ）があることがわかった場合は、どのようにしたらよいですか。

(問18) 届出した内容に変更が生じた場合はどうすればいいですか。

(問19) 施設基準で届け出た従事者の変更は届出が必要ですか。

(問20) 施設基準の要件を満たさなくなった場合はどうすればよいですか。

○各施設基準

(問21) 調剤基本料の届出、地域支援体制加算の届出で「全処方せんの受付回数並びに主たる保険医療機関に係るもの受付回数及びその割合」の期間はいつからいつまでですか。

(問22) 調剤基本料の届出、地域支援体制加算の届出で処方せんの受付回数及び集中率を算出する際、対象となる処方せんは健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療等に係る処方せんであり、公費、労災保険及びこれらの併用（健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療等との併用を除く。）に係る処方せんは含まれますか。

(問23) 地域支援体制加算の届出の様式87-3について、「3在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実施状況(届出時の直近一年間)」の期間はいつにしたらいですか。

(問24) 後発医薬品調剤体制加算の届出の様式87について、「直近3か月間の合計」の期間はいつにしたらいですか。

(問25) 後発医薬品調剤体制加算について、1から2へ届出する場合(又はその逆)、辞退届は必要ですか。

(問26) かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料で、「医療に係る地域活動の取組に参画していること」とありますが、具体的にはどのような取組が該当しますか。

(問27) かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の届出について、業務を実施する薬剤師を追加する場合は、どのように届出すればよいですか。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局 東京事務所

○その他

(問28) 現在、どの届出を届出しているかわからなくなってしまった場合は、どうしたらよいですか。

(問29) 保険薬局の移転（法人化、交代等）に伴い、さかのぼって保険指定を申請すること（遡及指定）になりました。施設基準の届出は改めて必要ですか。

(問30) 施設基準の届出以外に必要な届出や報告はありますか。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局 東京事務所

(問1) 診療報酬改定の告示や通知についてはどこで確認ができますか。

(答) こちらの厚生労働省ホームページから確認ができます。

(問2) 届出用紙を入手するにはどうしたらよいですか。

(答) 関東信越厚生局ホームページからダウンロードできます。こちらをご覧ください。薬局の届出は、整理番号2-354以降です。

(問3) 届出書は何部提出するのですか。

(答) 1部提出してください。提出した届出書の写しを適切に保管してください。
届出書は、

- ① 「基本診療料の施設基準等に係る届出書（別添7）」又は「特掲診療料の施設基準に係る届出書（別添2）」
- ② ○○の施設基準に係る届出書添付書類（様式○）
- ③ 様式の【記載上の注意】に指示がある場合はその添付書類の3点から構成されますが、①～③を提出してください。

事務処理後に受理通知書を送付します。

(問4) 届出書を提出する際に、返信用封筒は必要ですか。

(答) 不要です。

(問5) 届出書を提出する際に、連絡先や送付書類の内訳を記載した送付書を添えた方がよいですか。

(答) 届出書のみで結構です。連絡先は届出書に記載してください。

(問6) 特掲診療料の施設基準に係る届出書（別添2）の「届出番号」は何を記すればよいですか。

(答) 厚生局で番号を記載するので、空欄のままで結構です。

(問7) 特掲診療料の施設基準に係る届出書（別添2）の「連絡先の担当者氏名」は誰を記載すればよいですか。

(答) 審査の際に不明な点がある場合に連絡をしますので、その施設基準の内容がわかる方の記載をお願いします。（代表者でなくて結構です。）

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局 東京事務所

(問8) 特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2)に押す「印」は何の印を押せばいいのですか。

(答) 開設者が個人であれば個人印、法人であれば法人代表者印(丸印)を押印してください。

(問9) 特掲診療料の別添2の統紙(「今回届出」、「既届出」等の施設基準をチェックするリスト)を添付する必要はありますか。

(答) 平成28年度の改定により、添付は不要になりました。届出時の確認に使用してください。

(問10) 届出書はホチキス留めした方がよいですか。

(答) できるだけ、クリップで留めていただきますようお願いします。

(問11) 複数の保険薬局分の複数の届出書をまとめて郵送する場合、施設基準ごとにした方がよいですか。

(答) 保険薬局ごとに処理をしていますので、保険薬局ごとにまとめてください。

(問12) 届出書の締切日を教えてください。

(答) 平成30年4月1日算定開始の届出の締切日は、4月16日です。

5月以降は、毎月1日(1日が閉庁日の場合は、翌閉庁日)になります。

(例: 5月1日受付→5月1日から算定可能。5月2日受付→6月1日から算定可能。)

具体的には、[こちら](#)のページの「各種の申請・届出の提出先及び締切日について」をご覧ください。

(問13) 届出書の提出は、窓口に持参しないといけませんか。また、郵送する場合のあて先を教えてください。

(答) 郵送でも結構です。ただし、届出書が届いた日が受付日になりますので、締切日が近い場合はご注意ください。(※FAXでの受付はしていません。)

あて先

〒163-1111 新宿区西新宿6丁目22-1

新宿スクエアタワー11階

関東信越厚生局 東京事務所 審査課

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局 東京事務所

(問14) 受付窓口の時間を教えてください。

(答) 午前8時30分から午後5時15分までです。

(問15) 郵送で送った届出書が届いているか確認したいのですが。

(答) 毎日、大量の届出書が届いていますので、到着のご確認はご遠慮いただいています。届け先に配達したことが確認できるサービス（書留、レターパック等）をご利用ください。

(問16) 受理通知書が届いていませんが算定してしまってよいですか。

(答) 届出の要件を満たしていれば、算定は可能です。届出書に不備や確認すべき事項があれば担当から連絡しますので、指示に従ってください。

(問17) 届出書を提出した後に届出様式の記入誤り（又は添付書類の漏れ）があることがわかった場合は、どのようにしたらよいですか。

(答) 差替え又は追加する届出様式、添付資料に次の事項を入れた送付書を添えて提出してください。

送付書の事項

- ① 薬局コード
- ② 薬局名
- ③ 連絡先電話番号
- ④ 担当者氏名
- ⑤ 提出した施設基準名
- ⑥ 窓口受付日又は郵送の発送日（わかる範囲で結構です。）

(問18) 届出した内容に変更が生じた場合はどうすればいいですか。

(答) 新規で届け出た方法と同様に変更の届出をしてください。

(問19) 施設基準で届け出た従事者の変更は届出が必要ですか。

(答) 原則不要です（平成30年4月から変更になりました）。

ただし、無菌製剤処理加算の薬局の名称、所在地の変更等は届出が必要です。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局 東京事務所

(問20) 施設基準の要件を満たさなくなった場合はどうすればよいですか。

(答) 辞退届を提出してください。届出書は[こちら](#)です。

(問21) 調剤基本料の届出、地域支援体制加算の届出で「全処方せんの受付回数並びに主たる保険医療機関に係るもの受付回数及びその割合」の期間はいつからいつまでですか。

(答) 基本的には「前年の3月から当年の2月」になりますが、前年3月1日以降に指定された薬局（遡及指定を除く）については、[こちらの通知](#)の12ページ「（13）調剤基本料の施設基準」の項目をご覧ください。平成30年4月に届出する場合は、平成29年3月から平成30年2月」になります。

(問22) 調剤基本料の届出、地域支援体制加算の届出で処方せんの受付回数及び集中率を算出する際、対象となる処方せんは健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療等に係る処方せんであり、公費、労災保険及びこれらの併用（健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療等との併用を除く。）に係る処方せんは含まれますか。

(答) 含まれません。

(問23) 地域支援体制加算の届出の様式87-3について、「3在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実施状況（届出時の直近一年間）」の期間はいつにしたらよいですか。

(答) 例えば、平成30年4月1日から4月30日までに届出する場合、期間は「平成29年4月～平成30年3月」になります。

(問24) 後発医薬品調剤体制加算の届出の様式87について、「直近3か月間の合計」の期間はいつにしたらよいですか。

(答) 例えば、平成30年4月1日から4月30日までに届出する場合、期間は「平成30年1月～平成30年3月」になります。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局 東京事務所

(問25) 後発医薬品調剤体制加算について、1から2へ届出する場合(又はその逆)、辞退届は必要ですか。

(答) 必要です。届出書は[こちら](#)です。ただし、平成30年4月1日に辞退される場合は不要です。

(問26) かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料で、「医療に係る地域活動の取組に参画していること」とあります、具体的にはどのような取組が該当しますか。

(答) 地域の行政機関や医療関係団体等が主催する住民への説明会、相談会、研修会等への参加や講演等の実績に加え、学校薬剤師として委嘱を受け、実際に児童・生徒に対する医薬品の適正使用等の講演等の業務を行っている場合が該当します。なお、企業が主催する講演会等は、通常、地域活動の取組には含まれないと考えられます。(平成28年3月31日付け疑義解釈資料その1)

この他には平成28年5月19日付け[疑義解釈資料の送付について\(その3\)](#)をご覧ください。

(問27) かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の届出について業務を実施する薬剤師を追加する場合は、どのように届出すればよいですか。

(答) 追加した薬剤師だけではなく、すでに届出した薬剤師も含めて届出をしてください。

- ① 研修の確認できる文書
- ② 地域活動に参加していることがわかる書類は、届出した薬剤師の全員分を添付してください。

(問28) 現在、どの届出を届出しているかわからなくなってしまった場合は、どうしたらよいですか。

(答) 関東信越厚生局の「届出受理医療機関名簿」で確認できます。[こちら](#)のページの「施設基準の届出状況(全体) (届出受理医療機関名簿)」→「東京都」をご覧ください。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【薬局】

関東信越厚生局 東京事務所

(問29) 保険薬局の移転（法人化、交代等）に伴い、さかのぼって保険指定を申請すること（遡及指定）になりました。施設基準の届出は改めて必要ですか。

(答) 選及指定日以降も同様に算定する場合は、届出が必要です。

(問30) 施設基準の届出以外に必要な届出や報告はありますか。

(答) 届出・報告の必要があるものは次のものがあります。

- ・ 保険薬局の指定等に関する申請・届出
- ・ 保険薬剤師の登録等に関する申請・届出
- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出
- ・ 妥結率に係る報告（毎年10月）
- ・ 施設基準の届出状況等の報告（毎年7月の定例報告）

(対象薬局には厚生局から通知をお送りします。)